

NSE 需給契約約款 新旧対照表

2026年4月1日

改正後	現行	備考
<p>I 総則</p> <p>2 定義</p> <p>(18) 昼間時間 毎日午前8時から午後4時までの時間をいいます。ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。</p> <p>(19) 重負荷 毎日午後16時から午後10時までの時間をいいます。ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。</p> <p>(削除)</p> <p>(20) その他時間 昼間時間、および重負荷以外の時間をいいます。</p> <p>(21) 契約使用期間 (略)</p> <p>(22) 消費税等相当額 (略)</p>	<p>I 総則</p> <p>2 定義</p> <p>(18) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。</p> <p>(新設)</p> <p>(19) 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(20) 契約使用期間 (略)</p> <p>(21) 消費税等相当額 (略)</p>	<p>従量区分設定変更に伴う修正</p> <p>従量区分設定変更に伴う定義の追加</p> <p>夜間時間⇒その他時間と名称を変更</p> <p>号番号の修正</p>

<p>(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略)</p> <p>(24) 託送等法的負担額 (略)</p> <p>(25) 小売等料金 (略)</p> <p>(26) 独自調整額 電力調達コストにおける当社の電源構成等により生じる価格の変動ならびに容量拋出負担金を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額です。ただし、当社の電源構成等に大きな変更があった場合や新たな電力制度の導入の際には見直すことがあります。(計算方法は附則を参照)</p> <p>(27) 非化石証書 非化石電源により発電された電気が持つ環境価値を証書化したものをいいます。</p> <p>(28) 非化石価値オプション費用 お客さまが使用する電力を実質 CO2 排出量ゼロにすることを目的とし、当社が非化石証書を購入し供給電力に充てる際の追加費用です。</p>	<p>(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略)</p> <p>(23) 託送等法的負担額 (略)</p> <p>(24) 小売等料金 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>独自調整額の定義を追加</p> <p>非化石証書の定義を追加</p> <p>非化石証書調達コストを従量区分と分けて扱う変更に伴い定義を追加</p>
---	---	--

<p>(29) 市場調整額</p> <p>電力調達コストにおける日本卸電力取引所のスポット市場価格の変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額で、需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者が公表している市場調整単価にその月の使用電力量を乗じた額を適用します。</p>	<p>(25) 市場調整額</p> <p>電力調達コストにおける日本卸電力取引所のスポット市場価格の変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額です。ただし、当社の電源構成等によって見直すことがあります。(計算方法は附則を参照)</p>	<p>弊社需要家を対象とした約款に相応しい表現に変更</p>
<p>(30) 燃料費調整額</p> <p>電力調達コストにおける原油の価格変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額で、需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者が公表している燃料費調整単価にその月の使用電力量を乗じた額を適用します。</p>	<p>(26) 燃料費調整額</p> <p>電力調達コストにおける原油の価格変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額で、需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者が公表している燃料費調整単価にその月の使用電力量を乗じた額を適用します。なお、お客さまとの協議によって、市場調整費の代わりに適用するものです。</p>	<p>誤った文言の削除</p>
<p>(31) 離島ユニバーサル調整額 (略)</p>	<p>(27) 離島ユニバーサル調整額 (略)</p>	<p>号番号の修正</p>
<p>(32) 燃料費等調整額</p> <p>市場調整額および燃料費調整額と離島ユニバーサル調整額を合計した金額を燃料費等調整額といたします。</p>	<p>(28) 調達費等調整額</p> <p>市場調整額または燃料費調整額と離島ユニバーサル調整額を合計した金額を調達費等調整額といたします。</p>	<p>名称変更および表現修正</p>
<p>(33) 容量拠出負担金</p> <p>電力広域的運営推進機関定款第55条の2に定められる、将来の日本全体の電力の供給力を担保するために、小売電気事業者および一般送配電事業者などが負担するものです。</p>	<p>(新設)</p>	<p>容量拠出負担金の定義を追加</p>
<p>(34) 一般送配電事業者 (略)</p>	<p>(29) 一般送配電事業者 (略)</p>	<p>号番号の修正</p>

(35)小売電気事業者
(略)

(36)供給事業者等
(略)

(37)託送供給等約款
(略)

(38)個別条件書
(略)

4 供給エリア

当社の主な供給エリアは、**長崎県**です。なお、他のエリアへの供給も個別に対応させていただくことがあります。

(30)小売電気事業者
(略)

(31)供給事業者等
(略)

(32)託送供給等約款
(略)

(33)個別条件書
(略)

4 供給エリア

当社の主な供給エリアは、当社が所在する下記表の該当エリアです。

東北電力エリア	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	長野県、愛知県、静岡県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、三重県の一部、岐阜県の一部
中国電力エリア	鳥取県、島根県（一部を除く）、岡山県、広島県、山口県（一

号番号の修正

供給エリアの表現修正。表の削除

II 契約の申込み

7 需給契約の成立および契約期間

(2)

ハ 契約種別が臨時電灯および臨時電力の場合を除き、最低利用期間は、料金の適用開始日以後1年が経過する日までとします。

III 契約種別および料金

12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。詳細事項については、個別条件書、および別紙1の契約メニューにて定めます。

電圧区分	契約種別	
低圧	定額電灯	
	従量電灯	実量制従量電灯
		主開閉器制従量電灯
		アンペア制従量電灯
	低圧動力	実量制低圧動力
主開閉器制低圧動力		
	臨時電灯	
高圧	実量制高圧	

	部を除く)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

なお、他のエリアへの供給も個別に対応させていただくことがあります。

II 契約の申込み

7 需給契約の成立および契約期間

(2)

ハ 最低利用期間は、料金の適用開始日以後1年が経過する日までとします。

III 契約種別および料金

12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。詳細事項については、個別条件書にて定めます。

電圧区分	契約種別	
低圧	定額電灯	
	従量電灯	実量制従量電灯
		協議制従量電灯
		実量制低圧動力
	協議制低圧動力	
	臨時電灯	
高圧	協議制高圧	
	実量制高圧	

臨時契約は除外するよう修正

別紙契約メニューの追加。

従量電灯にメニューを追加。協議制従量電灯の名称変更。協議制低圧動力の名称変更。

記載の順番を統一

	協議制高圧
	臨時電力
特別高圧	協議制特別高圧

13 料金

(2)(1)に再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値オプション費用および独自調整額もしくは調達費等調整額を加えた金額を電気料金とします。

(削除)

(削除)

IV料金の算定および支払い

18 料金の算定

(2)料金は、個別条件書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値オプション費用および独自調整額もしくは燃料費等調整額については、算定期間の使用電力量に応じて算定します。

	自家発補給電力
	臨時電力
特別高圧	協議制特別高圧
	自家発補給電力

13 料金

(2)(1)に再生可能エネルギー発電促進賦課金および調達費等調整額を加えた金額を電気料金とします。

(5)予備電力
(略)

(6)自家発補給電力
(略)

IV料金の算定および支払い

18 料金の算定

(2)料金は、個別条件書（契約メニュー表よりも個別条件書が優先されます）に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金および調達費等調整額については、算定期間の使用電力量に応じて算定します。

契約のオプションである自家発補給電力を契約種別から削除

電気料金の定義に非化石価値オプション費用と独自調整額を追加

契約メニュー表へ移行

契約メニュー表へ移行

契約メニュー表に料金の記載はない為削除

2 定義の変更に伴う修正

<p>VI契約の変更および終了</p> <p>36 需給契約の廃止</p> <p>(1)契約種別が臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、料金適用開始日から1年未満の期間内は原則としてできません。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>5. 独自調整額単価の計算方法</p> <p>独自調整額単価の計算方法は、以下の通りといたします。</p> <p>①市場単純平均：当月の日本卸電力取引所の九州エリアスポット価格の平均</p> <p>②市場調整係数 = 1.1</p> <p>③JEPX 比率 = 50%</p> <p>④固定価格電源平均単価：毎年4月中旬頃にお知らせいたします</p> <p>⑤損失率</p> <p>⑥基準値 = 11.51 円/kWh</p> <p>⑦需要家分担割合 = 50%</p> <p>⑧容量拠出金単価：電力広域的運営推進機関からの通知額に基づいて算出いたします</p> <p>⑨容量拠出基準単価 = 2.00 円/kWh</p> <p>独自調整額単価 = $\{(① \times ② \times ③ + ④ \times (1 - ③)) / (1 - ⑤) - ⑥\} \times ⑦ + ⑧ - ⑨$</p>	<p>VI契約の変更および終了</p> <p>36 需給契約の廃止</p> <p>(1)需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、料金適用開始日から1年未満の期間内は原則としてできません。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>5. 独自調整額単価の計算方法</p> <p>独自調整額単価の計算方法は、以下の通りといたします。</p> <p>①JEPX スポット単価の昼夜加重平均 = 昼平均単価 × 昼比率 + 夜平均単価 × 夜比率</p> <p>②基準値 = 9.56 円/kWh</p> <p>③JEPX 比率 = 70%</p> <p>④需要家分担割合 = 50%</p> <p>⑤供給力確保のための拠出調整単価 (※) ※供給力確保のための拠出金の調整単価となります。需要家還元もここで調整いたします。</p> <p>独自調整額 = $(① - ②) \times ③ \times ④ + ⑤$</p>	<p>臨時契約は除外するよう修正</p> <p>独自調整額計算方法 変更に伴う定義、計算式修正</p>
---	--	---